

気候変動を考慮して^{てしおがわ}天塩川水系、^{くじがわ}久慈川水系及び^{なかがわ}那珂川水系の
長期計画を変更しました

～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、天塩川、久慈川及び那珂川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

＜河川整備基本方針変更の主なポイント＞

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、洪水を貯留する施設で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害や内水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、森林の整備・保全、霞堤の保全による遊水機能の確保、住宅の嵩上げ・輪中堤の整備、田んぼダムなどの取組を推進すること等を提示しています。

＜関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)＞

・「天塩川、久慈川及び那珂川水系の河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html

・社会資本整備審議会での審議経過

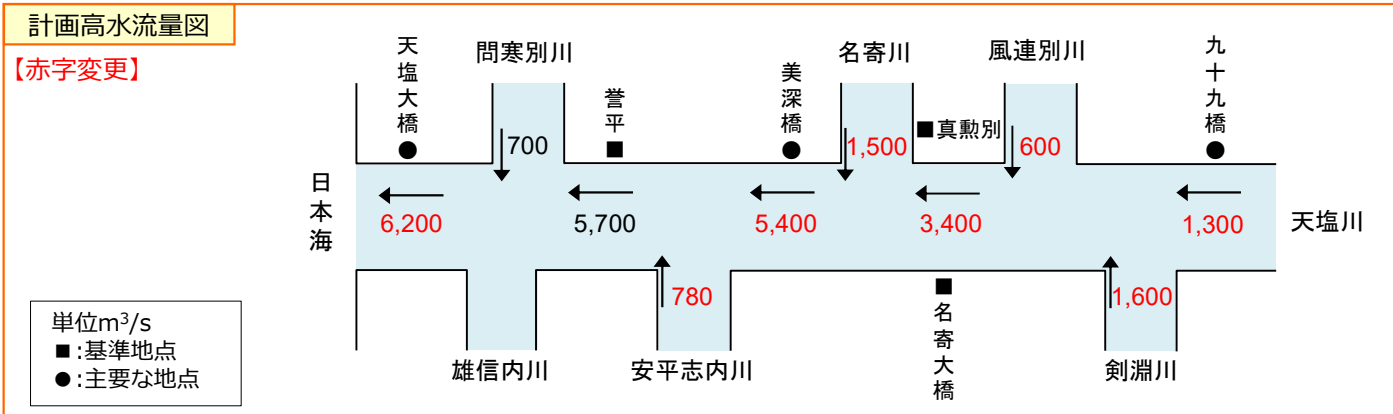
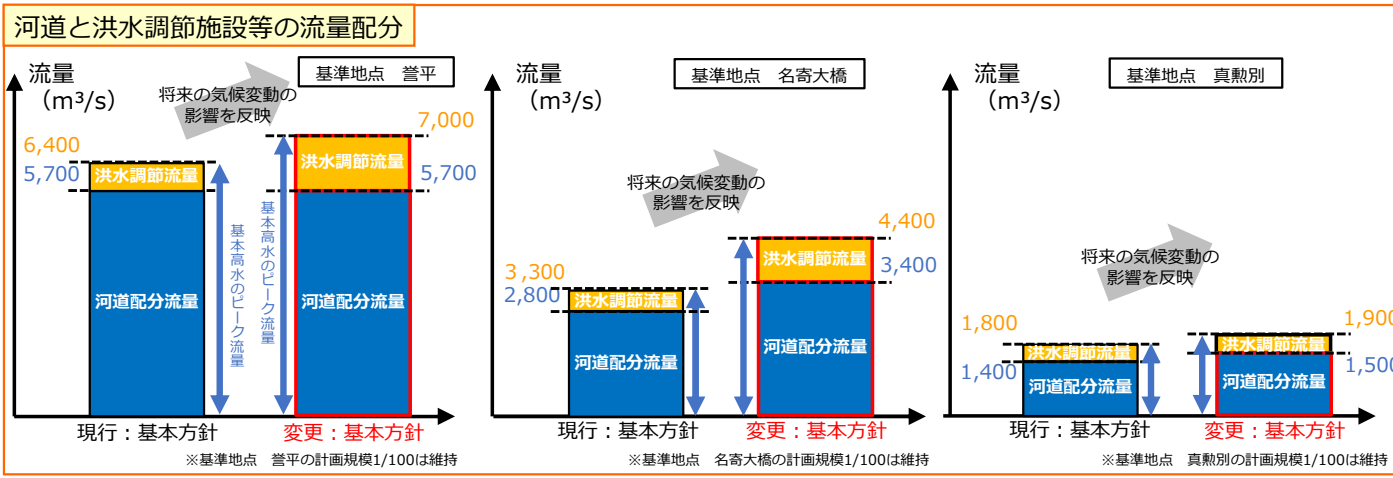
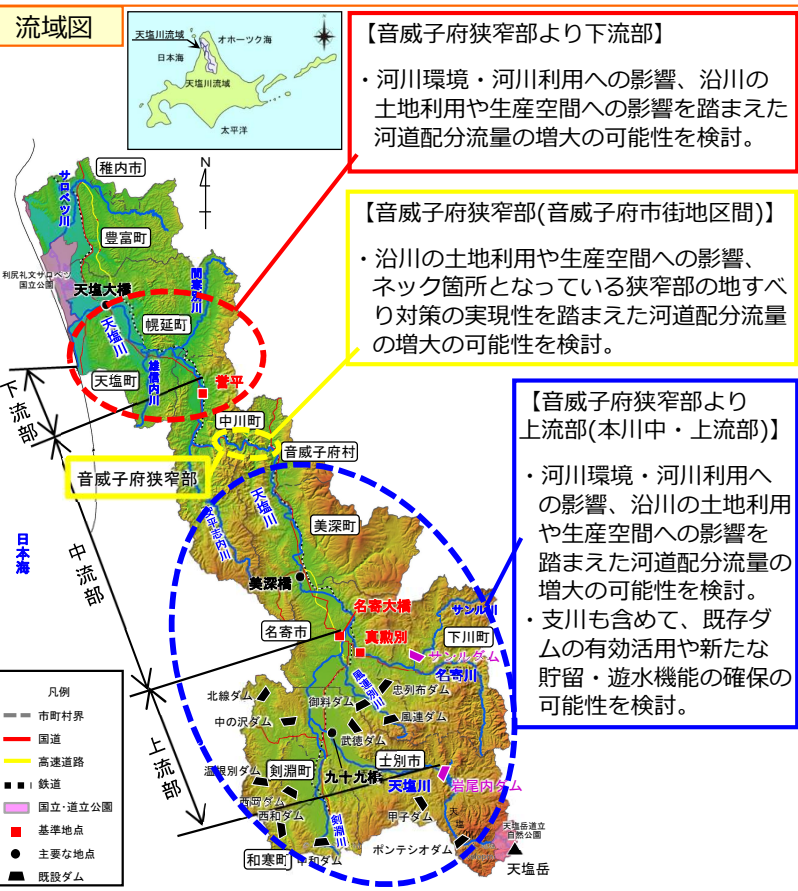
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 後藤、係長 根本
代表 03-5253-8111(内線 35352、35355)、直通 03-5253-8445

気候変動を踏まえた「天塩川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点誉平において6,400m³/sから7,000m³/s、基準地点名寄大橋において3,300m³/sから4,400m³/s、基準地点真敷別において1,800m³/sから1,900m³/sに変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、基準地点誉平における河道配分流量を5,700m³/s、基準地点名寄大橋における河道配分流量を3,400m³/s、基準地点真敷別における河道配分流量を1,500m³/sとした。
- 森林の整備・保全等による貯留機能の拡大、防災拠点の活用や避難所運営訓練等の啓発活動等、流域治水の取組の更なる推進を図る。



河道での対応

- 音威子府狭窄部は地すべり地形となっており、5,500m³/s（基準地点誉平5,700m³/s相当）以上の流下能力増大は困難であることを確認。
- 低水路の掘削により、基準地点誉平における河道配分流量5,700m³/s、基準地点名寄大橋における河道配分流量3,400m³/s、基準地点真敷別における河道配分流量1,500m³/sを確保可能であることを確認。

音威子府狭窄部

洪水調節施設等での対応

- 基準地点誉平では、既存ダムの有効活用・新たな貯留・遊水機能の確保により、河道への配分流量を5,700m³/sまで低減可能であることを確認。
- 基準地点名寄大橋・真敷別では、既存ダムの有効活用により、河道への配分流量を3,400m³/s（名寄大橋地点）、1,500m³/s（真敷別地点）まで低減可能であることを確認。
- 生産空間の持続的な活用を図る観点から、出来るだけ営農が継続されるよう、土地利用の将来像も踏まえながら、貯留機能の確保を図ることが重要。

岩尾内ダム

サンルダム

気候変動を踏まえた「久慈川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点山方において、 $4,000\text{m}^3/\text{s}$ から $5,100\text{m}^3/\text{s}$ に変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や社会的影響等を総合的に勘案して検討し、基準地点山方において河道配分流量を $5,100\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- 自然遊水機能の保全の重要性を流域に対して説明していくとともに、立地適正化計画の策定・改訂等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と貯留・遊水機能確保による流量配分の考え方

【久慈川上流域、久慈川中流域】

- ・本・支川含めて、新たな貯留・遊水機能の確保等の可能性を検討

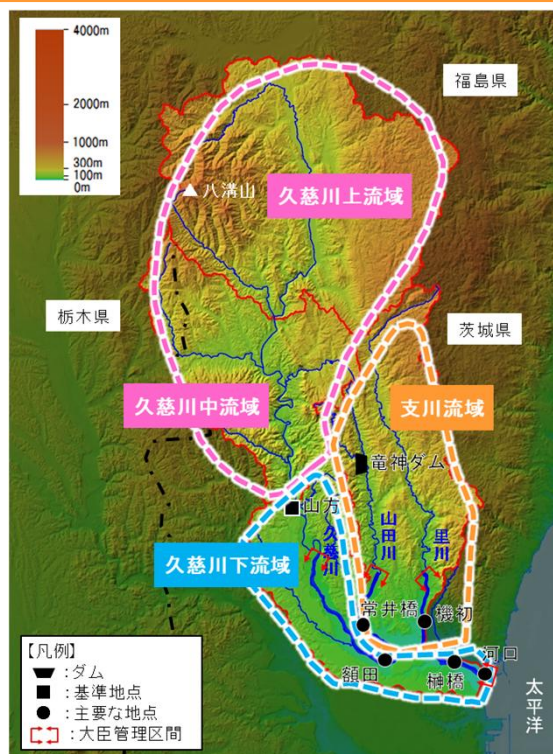


【支川流域】

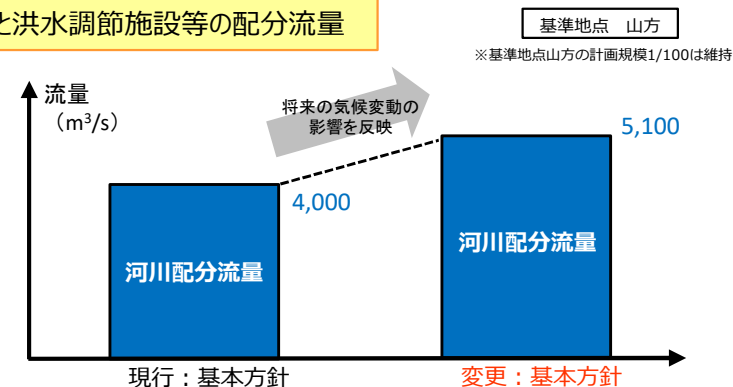
- ・既存洪水調節施設の有効活用を検討
- ・自然環境、河川利用や河床の安定性の観点等を考慮した上で、河道の流下能力増大の可能性を検討

【久慈川下流域】

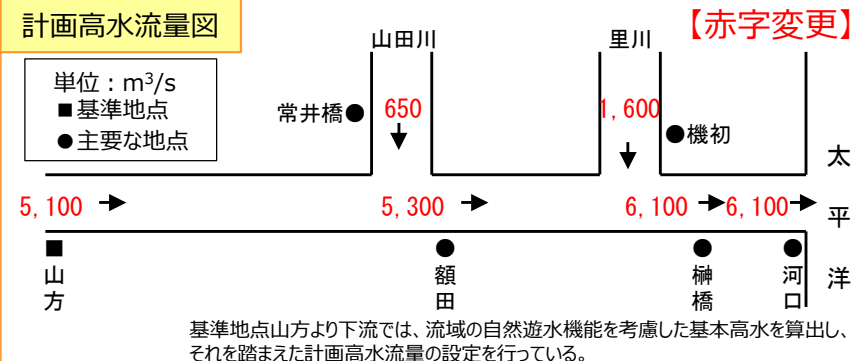
- ・自然環境、河川利用や河床の安定性の観点等を考慮した上で、河道の流下能力増大の可能性を検討



河道と洪水調節施設等の配分流量

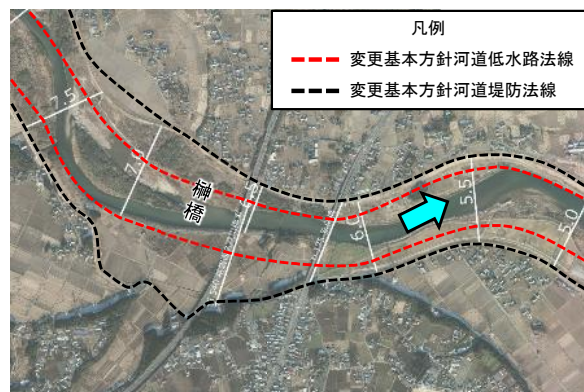
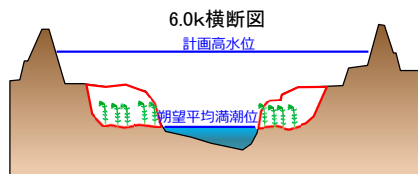


計画高水流量図



河道での対応

- 久慈川下流の桝橋付近では現況の流下能力が比較的小さい区間となっているが、高水敷の幅が広い。
- 当該区間は、高水敷を部分的に掘削することにより、河道配分流量を増大し、基準地点山方の河道配分流量 $5,100\text{m}^3/\text{s}$ を確保できることを確認。



遊水機能の保全

- （自然）遊水機能を有する箇所については、概ね年超過確率が $1/10 \sim 1/30$ の洪水により、（自然）遊水箇所に洪水が遊水する。
- 計画規模の降雨が発生した場合、額田地点より下流において、（自然）遊水効果の有り無しで、基本高水（基準点以外を含む）のピーク流量に $100\text{m}^3/\text{s}$ 程度の違いがあることを確認。
- こうした効果を踏まえ、引き続き（自然）遊水機能の保全の重要性を流域に対して説明してゆく。



なかがわ 気候変動を踏まえた「那珂川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点野口において、8,500m³/sから9,600m³/sに変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用、自然環境、河川利用や地域社会への影響の観点等を検討し、河道配分流量を7,400m³/s、洪水調節流量を2,200m³/sとした。
- 水源林造成事業による森林の整備・保全や高台整備・高台移転などの防災集団移転促進事業等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と貯留・遊水機能確保による流量配分の考え方

【那珂川上流域】

- ・ 既設洪水調節施設の有効活用の検討
- ・ 本・支川含めて、新たな貯留・遊水機能の確保等の可能性を検討

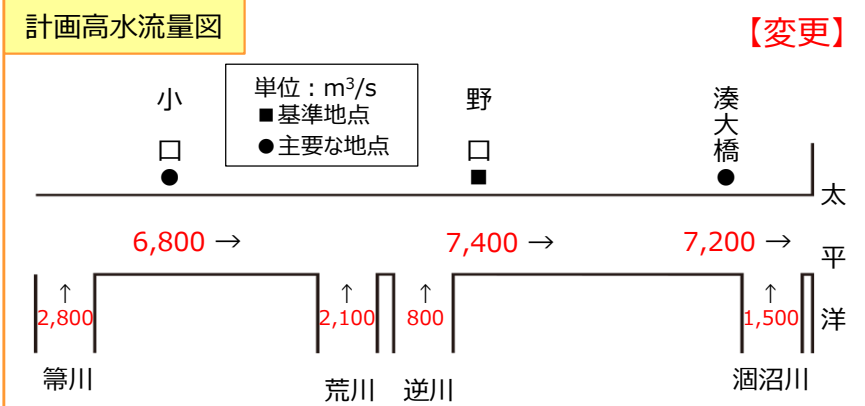
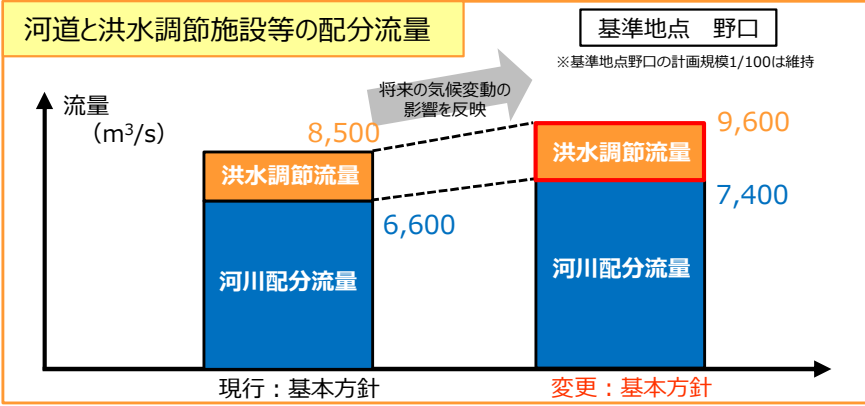
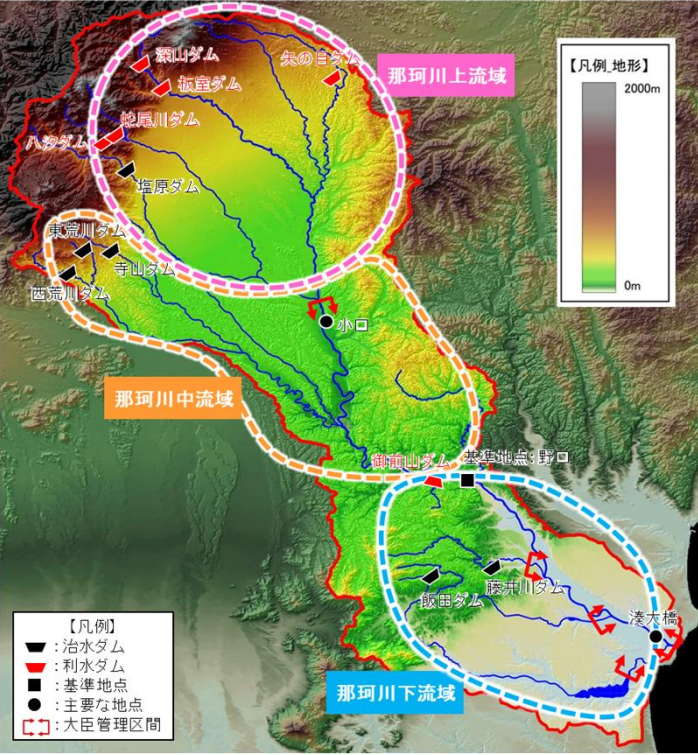


【那珂川中流域】

- ・ 既存洪水調節施設の有効活用を検討
- ・ 本・支川を含めて、新たな貯留・遊水機能の確保等の可能性を検討

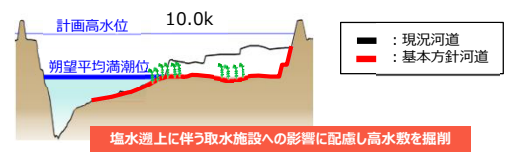
【那珂川下流域】

- ・ 既設洪水調節施設の有効活用
- ・ 本・支川を含めて、新たな貯留・遊水機能の確保等の可能性を検討
- ・ 自然環境、河川利用や河床の安定性の観点等を考慮した上で、河道の流下能力増大の可能性を検討



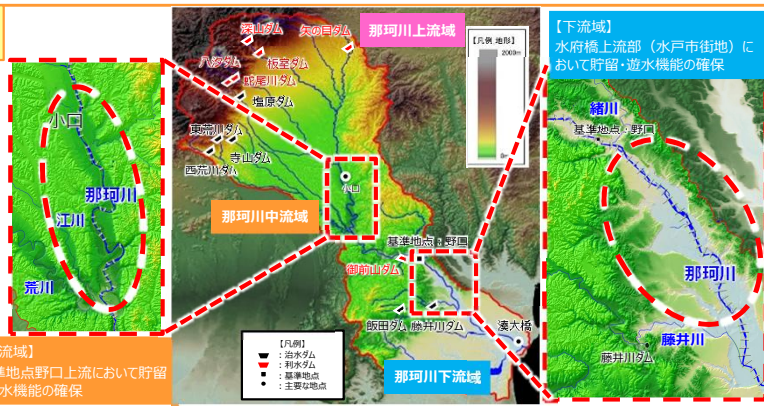
河道での対応

- 水戸大橋から水府橋付近では流下能力が比較的小さい区間であるが、堤防付近まで家屋が連坦しているため、引堤は困難である。
- 塩水遡上に配慮し高水敷を掘削し、基準地点野口の河道配分流量7,400m³/sを確保できることを確認。



洪水調節施設等での対応

- 流域治水の視点も踏まえ、既存ダム等操作ルールの変更や、遊水池等の新たな貯留・遊水機能の確保等により、基準地点野口地点において2,200m³/sの洪水調節が可能であることを確認。

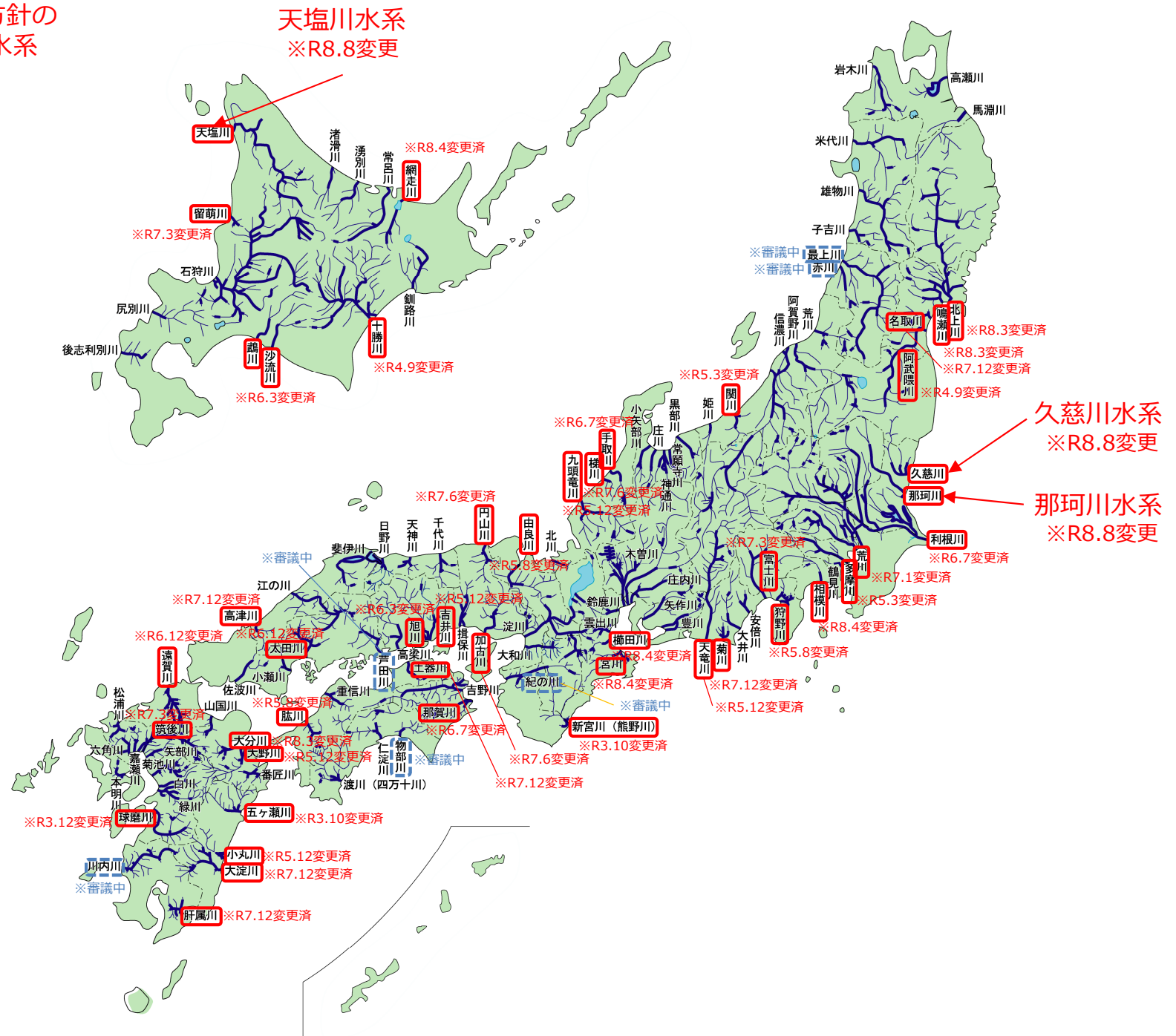


気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更予定水系

気候変動を踏まえた基本方針の
見直しを行った水系：46水系
(うち今回変更：3水系)

審議中6水系

全水系数：109



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20～30年間程度)

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の
決定・公表

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号) (抄)

(河川整備基本方針)

第十六条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4～5 (略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。